

## 議案第72号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例（平成13年さいたま市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(消防団員の定員) 第4条 消防団員の定員は、 <u>1,432</u> 人とする。	(消防団員の定員) 第4条 消防団員の定員は、 <u>1,332</u> 人とする。
(消防団員の報酬) 第14条 [略] <u>2 報酬は、年度ごとに支給するものとし、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。</u> <u>(1) 年度の中途において、新たに消防団員となり、若しくはその職を退いた場合又は勤務しない期間がある場合</u> <u>(2) 年度の中途において、報酬の額の異なる階級に異動した場合</u> 3 前項の規定により報酬の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(消防団員の報酬) 第14条 [略]
(消防団員の費用弁償) 第15条 [略] 2 出動手当は、消防団員が <u>災害防御</u> 、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支	(消防団員の費用弁償) 第15条 [略] 2 出動手当は、消防団員が <u>災害防ぎよ</u> 、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支

給する。

(1) 災害防御の職務 1回につき 3, 000円

(2) 前号の職務以外の職務 1回につき 2, 500円

3 前項第1号に掲げる職務の1回の従事時間が6時間を超える場合は、3, 000円を同号に定める額の出動手当に加算して支給する。

4 出動手当は、各年度の四半期ごとに支給する。

5 [略]

別表（第14条関係）

区分	報酬額（年額）
[略]	
[略]	

支給する。

(1) 災害防ぎよの職務 1回につき 2, 100円

(2) 前号の職務以外の職務 1回につき 1, 800円

3 [略]

別表（第14条関係）

区分	報酬額（年額）
[略]	
ブロック長	79, 000円
副ブロック長	72, 000円
[略]	

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第15条第2項の改正（「災害防ぎよ」を「災害防御」に改める部分に限る。）

） 公布の日

(2) 第14条に2項を加える改正、第15条第2項の改正（「災害防ぎよ」を「災害防御」に改める部分を除く。）、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に2項を加える改正及び次項の規定 平成26年4月1日

(3) 第4条及び別表の改正 平成27年4月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市消防団条例第15条の規定は、平成26年4月1日以後の出動に係る出動手当について適用し、同日前の出動に係る出動手当については、なお従前の例による。